

議案第12号

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化による更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、山都町簡易水道事業に対しても地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、山都町水道事業の設置等に関する条例その他関係条例について整理する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山都町水道事業の設置等に関する条例（平成17年山都町条例第142号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例

第1条中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業（以下「水道事業等」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 給水区域は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は、区域外に給水することができる。

（2） 給水人口は、10,000人とする。

（3） 1日最大給水量は、4,900立方メートルとする。

3 簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

（1） 名称及び給水区域は、別表第2のとおりとする。

（2） 給水人口は、700人とする。

(3) 1日最大給水量は、309立方メートルとする。

第2条第4項を削る。

第3条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「水道事業等」に改め、同条第2項中「水道事業の管理者の権限を行う町長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特別会計)

第3条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

第4条、第5条、第6条並びに第7条第1項及び同条第2項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第8条の見出し中「山都町水道事業運営審議会」を「山都町水道事業及び簡易水道事業運営審議会」に改め、同条中「第2条に定める水道事業の経済性を高め、その健全な運営を図るため」を「法第14条の規定に基づき」に、「山都町水道事業運営審議会」を「山都町水道事業及び簡易水道事業運営審議会」に改める。

第9条第2号中「7人」を「9人」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

名称	給水区域
山都町水道事業	浜町、下市、下馬尾、上寺、城平、畑、入佐、城原、長原、千滝、南田、牧野、白小野、荒谷、長田、芦屋田、山田、市原、田小野、下名連石、御所、黒川、杉木、原、三ヶ、犬飼、新小、白藤、津留、目丸、菅、麻山、小笹、野尻、男成、川野、上川井野、成君、田所、下川井野、田吉、大平、米生、須原、貫原、小峰、小中竹、木原谷、尾野尻、

	鎌野、市の原、仮屋、仏原、高月、安方、井無田、川口、鶴ヶ田、馬見原、滝上、長崎、神の前、白石、大野、柳井原、方ヶ野、菅尾、塩原、米迫、今、八木、大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、花上、橘、下山、長谷、柳、東竹原、高畑、高辻、北中島の一部、金内の一部
--	--

別表第 2 (第 2 条関係)

名称	給水区域
大矢野原地区簡易水道	金内、水の田尾、萱野、上鶴、池の久保、荒加志野

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(山都町役場課設置条例の一部改正)

2 山都町役場課設置条例（平成 17 年山都町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号エ中「水道」を「飲料水供給施設等」に改め、同号に次のように加える。

オ 地区水道に関する事項

(山都町附属機関に関する条例の一部改正)

3 山都町附属機関に関する条例（平成 17 年山都町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

町長	人権センター・中尾児童館運営審議会	1 組織 審議会は、委員 17 人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 町議会議員 3 人 (2) 民生委員 1 人
----	-------------------	---

		<p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) PTA代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p> <p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いたときは、その職を失う。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>
町長	簡易水道等審議会	<p>1 組織 審議会は、委員5人以内をもって組織し、簡易水道等を使用する者3人のうちから町長が委嘱する。</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、簡易水道等に関する事項について審議する。</p>

」を「

町長	人権センター・中	1 組織 審議会は、委員17人をもって組
----	----------	----------------------

	尾児童館運営審議会	<p>織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 民生委員 1人</p> <p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) P T A代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p> <p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いたときは、その職を失う。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>
--	-----------	--

」に改める。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 4 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1簡易水道等審議会委員の項中「簡易水道等審議会委員」を「水道事業及び簡易水道事業運営審議会委員」に改める。

(山都町特別会計条例の一部改正)

- 5 山都町特別会計条例（平成17年山都町条例第48号）の一部を次のよう

に改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正)

- 6 山都町建設事業分担金徴収条例（平成17年山都町条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

事業区分	受益者負担率	備考
簡易水道事業の新設、改良、更新又は災害復旧事業	100分の50	受益者は、山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年山都町条例第142号）別表第2名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者（公共施設におけるものを含む。）とする。

(山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 7 山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年山都町条例第143号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業の管理者の権限を行う町長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改める。

(山都町水道事業給水条例の一部改正)

- 8 山都町水道事業給水条例（平成17年山都町条例第144号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山都町水道事業等給水条例

第1条中「山都町水道事業」を「山都町水道事業及び簡易水道事業」に改める。

第2条中「山都町水道事業の」を削り、「山都町の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項による認可を受けた」を「山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（平成17年山都町条例第142号）第2条第2項及び第3項に定める」に改める。

第3条第1項中「水道事業の管理者の権限を行う町長」を「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長」に改める。

第5条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第34条中「次の表」を「別表」に改め、同条の表を削る。

第47条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第34条関係）

1 山都町水道事業の給水区域

用途	メーターの口径区分	基本水量	基本料金 1箇月につき	従量料金 7m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	1,320円	187円
	20ミリメートル	7m ³ 当たり	1,474円	187円
	25ミリメートル	7m ³ 当たり	1,496円	187円
	30ミリメートル	7m ³ 当たり	1,617円	187円
	40ミリメートル	7m ³ 当たり	1,804円	187円
	50ミリメートル	7m ³ 当たり	4,389円	187円

		り		
	75ミリメートル	7 m ³ 当た り	5,412円	187円
公共用	—	7 m ³ 当た り	660円	187円
一時用	1 m ³ 当たり 374円			
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり 1,320円			

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

2 大矢野原地区簡易水道の給水区域

用途	基本料金 (1箇月につき)
一般用	700円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

- 9 山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 (平成25年山都町条例第14号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山都町水道事業等布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

山都町水道事業の設置等に関する条例(平成17年山都町条例第142号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業_____を<u>設置する。</u></p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 <u>水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>給水区域は、別表のとおりとする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は、区域外に給水することができる。</u></p> <p>3 <u>給水人口は、10,000人とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業及び<u>簡易水道事業(以下「水道事業等」という。)</u>を設置する。</p> <p><u>(法の全部適用)</u></p> <p><u>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u></p> <p><u>第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第1条第2項の規定により、<u>簡易水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。</u></p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 <u>水道事業等</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給水区域は、別表第1のとおりとする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は、区域外に給水することができる。</u></p> <p>(2) <u>給水人口は、10,000人とする。</u></p> <p>(3) <u>1日最大給水量は、4,900立方メートルとする。</u></p> <p>3 <u>簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>名称及び給水区域は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(2) <u>給水人口は、700人とする。</u></p>

4 1日最大給水量は、4,900立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)

第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う町長
_____ (以下「管理者」という。)に属する事務を処理させるため環境水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業に従事する職員の賠

(3) 1日最大給水量は、309立方メートルとする。

(組織)

第3条 法

第7条ただし書及び令

第8条の2の規定に基づき、水道事業等に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)に属する事務を処理させるため環境水道課を置く。

(特別会計)

第3条の2 法第17条及び令第8条の4の規定により、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業等の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業等に従事する職員の賠

償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

(山都町水道事業運営審議会の設置)

第8条 第2条に定める水道事業の経済性を高め、その健全な運営を図

償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額でその金額又はその目的物の価格が50万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が5万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業等に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業等の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

(山都町水道事業及び簡易水道事業運営審議会の設置)

第8条 法第14条の規定に基づき

るため、管理者の諮問機関として、山都町水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の委員の定数）

第9条 審議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 加入者を代表する委員 7人 以内

別表(第2条関係)

給水区域
浜町、下市、下馬尾、上寺、城平、畑、入佐、城原、長原、千滝、南田、牧野、白小野、荒谷、長田、芦屋田、山田、市原、田小野、下名連石、御所、黒川、杉木、原、三ヶ、犬飼、新小、白藤、津留、目丸、菅、麻山、小笹、野尻、男成、川野、上川井野、成君、田所、下川井野、田吉、大平、米生、須原、貫原、小峰、小中竹、木原谷、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋、仏原、高月、安方、井無田、川口、鶴ヶ田、馬見原、滝上、長崎、神の前、白石、大野、柳井原、方ヶ野、菅尾、塩原、米迫、今、八木、大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、花上、橘、下山、長谷、柳、東竹原、高畑、高辻、北中島の一部、金内の一部

____、管理者の諮問機関として、山都町水道事業及び簡易水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の委員の定数）

第9条 審議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 加入者を代表する委員 9人 以内

別表第1(第2条関係)

名称	給水区域
山都町水道事業	浜町、下市、下馬尾、上寺、城平、畑、入佐、城原、長原、千滝、南田、牧野、白小野、荒谷、長田、芦屋田、山田、市原、田小野、下名連石、御所、黒川、杉木、原、三ヶ、犬飼、新小、白藤、津留、目丸、菅、麻山、小笹、野尻、男成、川野、上川井野、成君、田所、下川井野、田吉、大平、米生、須原、貫原、小峰、小中竹、木原谷、尾野尻、鎌野、市の原、仮屋、仏原、高月、安方、井無田、川口、鶴ヶ田、馬見原、滝上、長崎、神の前、白石、大野、柳井原、方ヶ野、菅尾、塩原、米迫、今、八木、大見口、上差尾、二津留、玉目、柏、二瀬本、花上、橘、下山、長谷、柳、東竹原、高畑、高辻、北中島の一部、金内の一部

別表第2(第2条関係)

名称	給水区域
大矢野原地区簡 易水道	金内、水の田尾、萱野、上鶴、池の久保、荒加志野

山都町役場課設置条例(平成17年山都町条例第6号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 環境水道課</p> <p>ア 環境保全に関する事項</p> <p>イ 環境衛生に関する事項</p> <p>ウ 衛生施設に関する事項</p> <p>エ <u>水道</u>に関する事項</p> <p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 環境水道課</p> <p>ア 環境保全に関する事項</p> <p>イ 環境衛生に関する事項</p> <p>ウ 衛生施設に関する事項</p> <p>エ <u>飲料水供給施設等</u>に関する事項</p> <p>オ <u>地区水道に関する事項</u></p> <p>(7)～(10) (略)</p>

山都町附属機関に関する条例(平成17年山都町条例第21号)新旧対照表

現行			改正後(案)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務
略			略		
町長	人権センター・中尾児童館運営審議会	<p>1 組織 審議会は、委員17人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 民生委員 1人</p> <p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) PTA代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p> <p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いたときは、その職を失う。</p>	町長	人権センター・中尾児童館運営審議会	<p>1 組織 審議会は、委員17人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 町議会議員 3人</p> <p>(2) 民生委員 1人</p> <p>(3) 人権擁護委員 1人</p> <p>(4) 隣接地域区長 2人</p> <p>(5) 地域改善対策対象地域に居住している者 2人</p> <p>(6) 学識経験を有する者 3人</p> <p>(7) PTA代表者 1人</p> <p>(8) 公民館代表者 1人</p> <p>(9) 母親クラブ代表者 1人</p> <p>(10) 学校関係者 2人</p> <p>2 任期 委員の任期は、2年とし、前項各号の役職から選任された者が当該役職を退いたときは、その職を失う。</p>

		<p>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>			<p>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 町長の諮問に応じ、人権センター及び中尾児童館に関する重要事項について調査審議する。</p>
町長	簡易水道等審議会	<p>1 組織 審議会は、委員5人以内をもって組織し、簡易水道等を使用する者3人のうちから町長が委嘱する。</p> <p>2 任期 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 所掌事務 審議会は、町長の諮問に応じ、簡易水道等に関する事項について審議する。</p>			<p>略</p>
略			略		

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)新旧対照表

現行					改正後(案)								
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)								
区分		報酬			備考		区分		報酬			備考	
略					略								
簡易水道	会長	日額	6,000円			水道事業	会長	日額	6,000円				
等審議会	委員	日額	5,900円			及び簡易	委員	日額	5,900円				
委員						水道事業						運営審議	
						会委員							
略					略								

山都町特別会計条例(平成17年山都町条例第48号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>山都町簡易水道特別会計</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため、次のとおり特別会計を設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p>

山都町建設事業分担金徴収条例(平成17年山都町条例第165号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第3(第3条関係)			別表第3(第3条関係)		
事業区分	受益者負担率	備考	事業区分	受益者負担率	備考
簡易水道等事業の新設、改良又は更新事業	100分の50	<p>事業費(用地費を含む。)は、国及び県の補助金の額並びに町債の額を除いた額とする。</p> <p>受益者は、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例(平成18年山都町条例第19号)第3条第1項第1号の表 名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者(公共施設におけるものを含む。)とする。</p>	簡易水道事業の新設、改良、更新又は災害復旧事業	100分の50	<p>受益者は、山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例(平成17年山都町条例第142号)別表第2名称の欄に掲げる施設において事業を行う給水装置使用者(公共施設におけるものを含む。)とする。</p>

山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業給水条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>山都町水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 <u>山都町水道事業の給水区域は、山都町の区域のうち水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)</u>第10条第1項による認可を受けた<u> </u>区域(以下単に「給水区域」という。)とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>水道事業の管理者の権限を行う町長</u>(以下「管理者」という。)が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水装置工事の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更の場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業等給水条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>山都町水道事業及び簡易水道事業</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 <u> </u>給水区域は、<u>山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例(平成17年山都町条例第142号)第2条第2項及び第3項に定める区域</u>(以下単に「給水区域」という。)とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う町長</u>(以下「管理者」という。)が布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水装置工事の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、<u>法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更の場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p>

(料金)

第34条 料金は、1箇月につき、次の表に掲げる用途及びメーターの口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、一時用は1立方メートル当たり、消火栓(演習用)は消火栓1個につき1回当たりをもって、それぞれ同表に掲げる額を乗じて得た額とする。

用途	メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金
	区分		1箇月につき	7m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	1,320円	187円
	20ミリメートル	7m ³ 当たり	1,474円	187円
	25ミリメートル	7m ³ 当たり	1,496円	187円
	30ミリメートル	7m ³ 当たり	1,617円	187円
	40ミリメートル	7m ³ 当たり	1,804円	187円
	50ミリメートル	7m ³ 当たり	4,389円	187円
	75ミリメートル	7m ³ 当たり	5,412円	187円
公共用	—	7m ³ 当たり	660円	187円
一時用	1m ³ 当たり 374円			
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり 1,320円			

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(給水装置の基準違反に対する措置)

(料金)

第34条 料金は、1箇月につき、別表 に掲げる用途及びメーターの口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、一時用は1立方メートル当たり、消火栓(演習用)は消火栓1個につき1回当たりをもって、それぞれ同表に掲げる額を乗じて得た額とする。

(削除)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第47条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質その基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(新設)

第47条 (略)

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質その基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

別表(第34条関係)

1 山都町水道事業の給水区域

用途	メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金
	区分		1箇月につき	7m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	1,320円	187円
	20ミリメートル	7m ³ 当たり	1,474円	187円
	25ミリメートル	7m ³ 当たり	1,496円	187円
	30ミリメートル	7m ³ 当たり	1,617円	187円
	40ミリメートル	7m ³ 当たり	1,804円	187円
	50ミリメートル	7m ³ 当たり	4,389円	187円
	75ミリメートル	7m ³ 当たり	5,412円	187円
公共用	—	7m ³ 当たり	660円	187円
一時用	1m ³ 当たり 374円			
消火栓 (演習用)	消火栓1個 1回当たり 1,320円			

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

2 大矢野原地区簡易水道の給水区域

用途	基本料金 (1 箇月につき)
一般用	700 円

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年山都町条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p style="text-align: center;"><u>山都町水道事業等布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</u></p> <p>（水道技術管理者の資格）</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>